

別記様式（第5条関係）

審議会等の会議の開催のお知らせ

会議の名称	佐賀市総合計画審議会 第2回 経済・産業分科会
開催日時	令和6年7月11日（木）10:00～12:00
開催場所	佐賀市役所 大財別館 4階 会議室
議題	第3次佐賀市総合計画素案の審議
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴者の定員	10名
傍聴手続	<p>◆傍聴方法 直接、会場に会場に出席していただき、傍聴者受付をしてください。</p> <p>◆傍聴者受付開始時間 9:45</p> <p>◆定員について 傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、先着順になりますので、あらかじめご了承ください。</p>
問い合わせ先	<p>政策推進部 企画政策課 企画係 担当：富永、金子</p> <p>電話番号 0952（40）7025</p> <p>FAX 0952（40）7323</p>
その他	<p>◆注意事項 「佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程」により、以下のとおり定められておりますので、ご注意ください。</p> <p style="text-align: right;">（※次ページへ）</p>

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。